

平成22年度東大和市教育委員会の
権限に属する事務の管理執行状
況の点検及び評価報告書

平成23年12月
東大和市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会の点検及び評価について

- 1 点検及び評価の目的 1
- 2 点検及び評価の内容 1

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

- 1 教育委員会議の開催状況 2
- 2 教育委員会議等の審議状況 2
- 3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況 6

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成22年度主要施策の点検及び評価について

- 1 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 . . . 7
- 2 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長 13
- 3 基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実 25
- 4 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 . . . 35

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について 43

【資料】

- 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検
及び評価実施要綱 46

第1章 教育委員会の点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月1日から一部改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく平成22年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の内容

（1）点検及び評価の対象

- ① 平成22年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成22年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

（2）点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
 - ア 定員 3人（内2人は市民公募）
 - イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

（3）実績等の表示

施策の取組状況（実績）については、必要に応じて数値で表すとともに、経年の変化がわかるように参考として平成21年度の数値を [] で表しました。

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

1 教育委員会議の開催状況

教育委員会議については、原則として毎月1回教育委員会定例会を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会議の他に、随時、教育委員懇談会を開催しました。

- (1) 教育委員会定例会……12回[12回]、教育委員会臨時会…0回 [0回]
- (2) 教育委員懇談会定例会…8回[8回]、教育委員懇談会臨時会…0回 [1回]

2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会定例会（合計で44件[52件]について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針……………1件[1件]
- ② 委員会規則等の制定・改廃……………4件[9件]
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事……………8件[6件]
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申し出……………8件[7件]
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止……………2件[0件]
- ⑥ 教科書の採択……………2件[3件]
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針……………4件[7件]
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱………11件[15件]
- ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの……………4件[4件]

○第4回定例会（平成22年4月23日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第5号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第17号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧
第18号議案	東大和市立郷土博物館長の任命について(承認)	③
第19号議案	東大和市社会教育委員の委嘱について(承認)	⑧
第20号議案	東大和市体育指導委員の委嘱について(承認)	⑧
第21号議案	平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について(承認)	⑨

○第5回定例会（平成22年5月27日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第6号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第22号議案	行政財産の用途廃止について(承認)	⑤
第23号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧
第24号議案	東大和市社会教育委員の委嘱について(承認)	⑧

○第6回定例会（平成22年6月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第7号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第8号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第9号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第10号報告	平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について(承認)	⑨
第25号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について(承認)	③
第26号議案	東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則(可決)	②
第27号議案	東大和市立学校産業医の委嘱について(承認)	⑧

○第7回定例会（平成22年7月30日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第28号議案	平成23年度使用東大和市立小学校用教科書の採択について(承認)	⑥
第29号議案	平成23年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について(承認)	⑥

○第8回定例会（平成22年8月27日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第30号議案	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④
第31号議案	東大和市体育指導委員の委嘱について(承認)	⑧

○第9回定例会（平成22年9月28日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第11号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第32号議案	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(可決)	②

○第10回定例会（平成22年10月22日）

付議事件 なし

○第11回定例会（平成22年11月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第12号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑤
第33号議案	東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④

○第12回定例会（平成22年12月24日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第13号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第14号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第34号議案	給食日数増に伴う給食費の改定について(諮問)(承認)	⑦

○第1回定例会（平成23年1月27日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号議案	給食日数増に伴う給食費の改定について(答申)(承認)	⑦
第2号議案	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②
第3号議案	平成23年度東大和市学校給食事業計画及び平成23年度東大和市学校給食会計予算について(諮問)(承認)	⑦
第4号議案	東大和市教育委員会の教育目標及び平成23年度東大和市教育委員会の基本方針について(承認)	①

○第2回定例会（平成23年2月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第2号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第5号議案	校長及び副校長の任命の内申について(承認)	③
第6号議案	平成23年度東大和市学校給食事業計画及び平成23年度東大和市学校給食会計予算について(答申)(承認)	⑦
第7号議案	東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第3回定例会（平成23年3月26日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号選挙	東大和市教育委員会委員長の選挙について(承認)	⑨
第3号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第4号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第8号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について(承認)	③
第9号議案	平成21年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書(案)について(承認)	⑨
第10号議案	東大和市立学校学校医の委嘱について(承認)	⑧

第 11 号議案	東大和市立学校産業医の委嘱について(承認)	⑧
----------	-----------------------	---

(2) 教育委員懇談会 (合計で 20 件[34 件]について協議しました。)

○第 3 回定例会 (平成 22 年 4 月 9 日)

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市立小・中学校施設の耐震化計画について 2 東大和市立第四小学校の校庭及び屋上の芝生化について
---------	---

○第 4 回定例会 (平成 22 年 5 月 7 日)

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校職員の労働安全衛生について 2 中学校の年間授業時数について 3 「地域をいきいきとする社会教育」について
---------	---

○5 回定例会 (平成 22 年 7 月 9 日)

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 22 年度教科書採択事務の進捗状況、経過報告及び勉強会の実施等について 2 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」について 3 東大和市教育委員会委員と東大和市公立学校 P T A 連合協議会との懇談会について
---------	---

○第 6 回定例会 (平成 22 年 8 月 6 日)

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
---------	--

○第 7 回定例会 (平成 22 年 10 月 8 日)

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 「全国学力・学習状況調査」について
---------	---

○第 8 回定例会 (平成 22 年 11 月 5 日)

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会の点検・評価について 2 東大和市教育委員会の教育目標及び平成 23 年度東大和市教育委員会の基本方針について 3 ふれあい街頭キャンペーンについて 4 東大和市立学校衛生運営委員会設置規程について 5 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正について
---------	---

○第 1 回定例会 (平成 23 年 1 月 7 日)

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会の教育目標及び平成 23 年度東大和市教育委員会の基本方針について 2 小・中連携教育の推進状況について
---------	--

○第2回定例会（平成23年2月3日）

協議項目	1 「いじめ」について 2 平成22年度卒業式における教育委員会告辞（案）及び平成23年度入学式における教育委員会告辞（案）について 3 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
------	--

3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議への出席以外に、平成22年度は学校訪問、各種行事等に延べ127回〔132回〕参加しました。

- (1) 東京都市町村教育委員会連合会（6回）〔6回〕
 - ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会（5月）
 - ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会（4、8、1月）
 - ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会（10、2月）
- (2) 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会（1回）〔1回〕
 - ① 総会及び研修会（5月）
- (3) 学校訪問（41回）〔42回〕
 - ① 授業公開（15回）〔15回〕
 - ② 道徳事業地区公開講座（16回）〔16回〕
 - ③ 教育委員学校訪問（7回）〔8回〕
 - ④ 教育の日やまと（3回）〔3回〕
- (4) 学校各種行事・儀式（61回）〔61回〕
 - ① 入学式・卒業式・運動会（45回）〔45回〕
 - ② 展覧会・学芸会（5回）〔5回〕
 - ③ 七小40周年記念行事（1回）
 - ④ 合唱コンクール（5回）〔5回〕
 - ⑤ 連合書初め展（1回）〔1回〕
 - ⑥ 連合音楽会（1回）〔1回〕
 - ⑦ 学習発表会（3回）〔3回〕
- (5) 教育委員会等各種行事（18回）〔22回〕
 - ① 文化協会総会（1回）〔2回〕
 - ② 体育協会評議委員会（1回）〔1回〕
 - ③ 第40回市民文化祭開会・閉会式（2回）〔2回〕
 - ④ 第41回ふれあい市民運動会（1回）〔1回〕
 - ⑤ スポーツレクリエーションフェスティバル（1回）〔1回〕
 - ⑥ 第57回成人式（1回）〔1回〕
 - ⑦ 全国青少年健全育成強調月間駅頭キャンペーン（1回）〔1回〕
 - ⑧ 公民館まつり（4回）〔5回〕
 - ⑨ 第45回ロードレース大会（1回）〔1回〕
 - ⑩ PTA連合協議会総会、懇談会、講演会（3回）〔3回〕
 - ⑪ 消防出初式（1回）〔1回〕
 - ⑫ 第41回市民体育大会（スポーツ大会）の各競技団体が行う開会式・閉会式等

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成22年度主要施策の点検及び評価について

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。

(1) 【人権教育の推進】(※【 】で付した見出しは本報告書用の見出しです。)

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくするため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。
- ② 社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。
- ③ 体罰による人権侵害を決して許さず、誰もがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出すとともに、各学校が作成した体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

(2) 【社会への貢献】

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献の精神をはぐくみ、家庭や地域と連携して様々な体験活動を推進し、東京都教育委員会の「心の東京革命」教育推進プランの実施に努める。

- ① 市民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「教育の日やまと」や「東京都教育の日」等を活用し、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。
- ② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を、学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

(3) 【いじめ・不登校の対策】

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育センターの教育相談機関の活用、訪問指導等により、学校における教育相談機能の充実を図る。

特に「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。また、不登校児童・生徒、その家庭への支援のための取組を充実する。

(4) 【青少年の健全育成】

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTA、民生・児童委員などの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室や情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育をとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■主要施策

(1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。
- ② 社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。
- ③ 体罰による人権侵害を決して許さず、誰もがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出すとともに、各学校が作成した体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

■施策の取組状況

① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長2人、各校主幹・教諭15人）を開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

<実績等> 年間4回[4回]

② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

③ 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。
＜実績等＞ 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①～③ 人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。

(指導室)

(2) 社会への貢献

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献の精神をはぐくみ、家庭や地域と連携して様々な体験活動を推進し、東京都教育委員会の「心の東京革命」教育推進プランの実施に努める。

- ① 市民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「教育の日やまと」や「東京都教育の日」等を活用し、学校、家庭、地域の協働した取組を推進する。
② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を、学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

■施策の取組状況

- ① 「教育の日やまと」の開催

「教育の日やまと」において、教育課題解決に向けた校内研究を支援するために設けられた研究奨励校の研究発表会を開催し、教職員や保護者、市民が共に教育について考える機会を設けた。

＜実績等＞ 研究発表会開催日 2日[3日]

小学校4校[9校]・中学校1校[1校]

参加人数延べ 657人 [1, 020人]

- ② 「道徳授業地区公開講座」の実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校で実施した。公開内容・方法を各校が工夫したことで参加者が増加した。

＜実績等＞ 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

参加人数 延べ 教職員 小学校241人、中学校139人

合計380人[154人]

保護者 小学校2, 116人、中学校781人

合計2, 897人[810人]

地域 小学校64人、中学校43人

合計107人[42人]

講師 小学校23人、中学校18人

合計41人 [11人]

- ③ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月

に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月12日に「駅頭キャンペーン」を教育委員（5人）の参加のもとに市内各駅（東大和市駅、武蔵大和駅、玉川上水駅）及び市内スーパーマーケット前交差点にて行った。

<実績等> しおり配布 500枚 [700枚]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①～③ 教育について共に考える機会として「教育の日やまと」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取り組みを一層推進する。

(指導室)

(3) いじめ・不登校の対策

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育センターの教育相談機能の活用、訪問指導等により、学校における教育相談機能の充実を図る。

特に「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。また、不登校児童・生徒、その家庭への支援のための取組を充実する。

■施策の取組状況

- ① 全中学校及び一部の小学校へのスクールカウンセラー配置

市内全中学校5校 [5校] と一部の小学校2校 [3校] にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

<実績等> 小学校2校 [3校]、中学校5校 [5校]

- ② さわやか教育相談室、教育情報室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携

さわやか教育相談室、教育情報室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、サポートルーム連絡会を開催し、東京都教育相談センターから不登校対策専門相談員を招聘し、指導助言を受けて、連携を行った。

<実績等> サポートルーム連絡会 年間3回 [3回]

- ③ 24時間電話教育相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、心身の健康、行動、学習、進路等について、毎週火曜日に24時間電話教育相談を開設した。

<実績等> 相談件数 年間61回 [60回]

- ④ 子どもの人権オンブズマン

人権上の諸問題に関する相談活動を通じて、関係機関と連携しながら児童・生徒の人権を守り、広く人権尊重の精神の育成を図るため、子どもの人権相談コーナー（通称「子どもの人権オンブズマン」）を教育センター教育情報室内に毎月第2、第4水曜日（午後3時から午後5時）に開設した。

<実績等> 年間 計24回 [24回]

- ⑤ スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会の実施

スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会を開催し、市内のスクールカウンセ

ラー、教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員、子どもの人権相談コーナー相談員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

<実績等> 年間2回 [2回]

⑥ 不登校対策研究推進チームの設置

教育委員会内に、不登校対策研究推進チームを設置し、不登校対策講演会を実施した。また、各機関との連携を行うとともに、各校の欠席対応について分析を実施した。

<実績等> 不登校児童・生徒が昨年度比4%減 [20%減] の82人 [85人] となった。

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～⑤ 教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

⑥ 不登校対策協力校を募り、教育委員会不登校対策研究推進チームを中心に不登校児童・生徒の減少のために、欠席受付方法の工夫等を実施し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指す。

(指導室)

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTA、民生・児童委員などの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室や情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育をとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■施策の取組状況

① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成と充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

<実績等> 小学校10校 [10校] 中学校5校 [5校]

② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

<実績等> 年間2回 [2回]

③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

<実績等> 年間1回 [1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ

教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。

- ② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。
- ③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(指導室)

基本方針 2

「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあつて、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の生きる力としての知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、道徳性、社会性を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められる。

そのために、確かな学力をはぐくみ、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 【才能を伸ばすための多様な教育手段】

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育手法等を拡充する。

- ① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の各校種間のつながりや学校間及び保育園等との連携を重視した教育を推進する。特に、小学校から中学校への円滑な接続を図るために、小学校と中学校が一層連携し、9年間を見通したカリキュラム開発をとおして教育の充実を図る。
- ② 児童・生徒が自らの資質や能力を発見し、自分に自信をもち、主体的に自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、カリキュラムや指導法の工夫・改善を進める。

(2) 【基礎学力の向上】

授業時数を増やし、新学習指導要領への対応を行うとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団等による指導を一層充実させる。また、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進め、思考力・判断力・表現力等を育成し、個に応じた多様な教育を推進する。

(3) 【読書教育の推進】

児童・生徒が進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にかかわれる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

(4) 【授業改善推進プラン】

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立する。さらに、学校評価や児童・生徒及び保護者等からの授業評価を活用し、授業改善を促すことで、児童・生徒の学力向上を推進する。

(5) 【職場体験学習の充実】

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、

キャリア教育を推進し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提供等のガイダンス機能の活性化を推進する。また、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむ教育を充実する。

(6) 【教育環境の整備】

学校規模の適正化に向けて、東大和市学校規模等のあり方検討委員会を設置し、東大和市立学校規模等適正化審議会の答申を踏まえ、調査・検討を進める。

(7) 【特色ある教育活動】

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、社会教育機関等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

(8) 【環境教育の推進】

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。また、学校の校庭緑化を推進し、環境教育の充実を図る。

(9) 【食に関する教育の充実】

学校と家庭・地域の連携の下に、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、食に関する教育の一層の充実を図る。また、アレルギー疾患対策など新たな課題に対応するため、各学校の保健委員会の設置を進める。

(10) 【特別支援教育の推進】

発達障害も含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの確立を図る。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実に努める。
- ③ 障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、個別支援カードの活用を図りながら、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するための連携の在り方について、検討を進める。

(11) 【伝統文化の理解】

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ。また、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■主要施策

(1) 才能を伸ばすための多様な教育手段

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育手法等を拡充する。

- ① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の各校種間のつながりや学校間及び保育園等との連携を重視した教育を推進する。

特に、小学校から中学校への円滑な接続を図るために、小学校と中学校が一層連携し、9年間を見通したカリキュラム開発をとおして教育の充実を図る。

- ② 児童・生徒が自らの資質や能力を発見し、自分に自信をもち、主体的に自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、カリキュラムや指導法の工夫・改善を進める。

■施策の取組状況

- ① 小・中連携教育推進委員会を設置し、東大和市立小・中学校全校における小・中連携教育の推進を図った。また、小・中連携教育課程検討委員会を設置し、小・中連携カリキュラムの作成を行った。

<実績等> 東大和市立小・中学校「小・中連携カリキュラム」12の教科・領域で作成し、東大和市立小・中学校全教員に配布した。

- ② A L T（外国人講師）の派遣

中学校の外国語（英語）授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、A L T（外国人講師）を派遣した。

<実績等> 派遣時間 中学校499時間 [501時間]

- ③ 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

<実績等> 派遣時間 186時間 [306時間]

対象児童数5人[6人] 対象生徒数4人 [5人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 小学校5、6年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。

- ② A L T（外国人講師）の派遣を拡充する。

(指導室)

(2) 基礎学力の向上

授業時数を増やし、新学習指導要領への対応を行うとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団等による指導を一層充実させる。

また、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進め、思考力・判断力・表現力等を育成し、個に応じた多様な教育を推進する。

■施策の取組状況

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置

きめ細やかな指導を行うため、東京都の少人数学習加配教員に加え、市が採用した少人数学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。

<実績等> 配置校 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

- ② 『「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果・指導のポイントについて』の作成・配布
学力・授業力向上推進委員会を設置して、調査結果を分析した。
<実績等> 『「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果・指導のポイントについて』を作成した。
(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員により、少人数の学習集団による学習指導を充実させる。
② 学力・授業力向上推進委員会における調査分析を生かした教材づくりを行う。
(指導室)

(3) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。
また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関われる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

■施策の取組状況

- ① 学校図書館指導員の配置
個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。
<実績等> 配置校数 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]
(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 学校図書館指導員により、指導員を活用した児童・生徒の読書活動の支援を充実させる。
(指導室)

(4) 授業改善推進プラン

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立する。さらに、学校評価や児童・生徒及び保護者等からの授業評価を活用し、授業改善を促すことで、児童・生徒の学力向上を推進する。

■施策の取組状況

- ① 全小・中学校の授業改善推進プランの作成
児童・生徒にとって魅力ある授業を展開するため、授業改善を図った。また、学力向上についての保護者や市民の期待に応えるため、市内全小・中学校において、「授業改善推進プラン」を作成した。
<実績等> 小学校10校 [10校] 中学校5校 [5校]
(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を踏まえた「授業改善推進プラン」を作成、活用し、確かな学力向上を図る。

(指導室)

(5) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提供等のガイダンス機能の活性化を推進する。また、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむ教育を充実する。

■施策の取組状況

- ① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請
商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。
- ② 各学校への情報提供
職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 中学校職場体験学習の機会が得られるよう、市内民間事業者や関係団体等へ協力を要請する。

(指導室)

(6) 教育環境の整備

学校規模の適正化に向けて、東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ、調査・検討を進める。

■施策の取組状況

- ① 学校規模の適正化に向けた調査・研究
市立学校の適正規模・適正配置のあり方について、学識経験者5人、公募市民3人による「東大和市立学校規模等のあり方検討委員会」において調査検討を行った。
<実績等>

開催回数	開催日	内 容
第3回	平成22年 4月22日	・大規模校（第八小学校）視察について他
第4回	平成22年 5月26日	・小規模校（第三小学校）視察について他
第5回	平成22年 7月13日	・講演「新しい教育の動向について」他
第6回	平成22年 8月10日	・第三小学校、第八小学校視察結果の整理他
第7回	平成22年10月12日	・文部科学省の少人数学級（35、30人学級）の推進等について他
第8回	平成22年11月16日	・学校施設の使用状況について他
第9回	平成23年 1月25日	・港区御成門小学校及び港南小学校の視察
第10回	平成23年 2月28日	・港区視察のまとめ他

■今後の取組の方向性

- ① 今後も、「東大和市学校規模等のあり方検討委員会」の提言に向け、調査検討が円滑に行われるよう事務局として補佐していく。

(学校教育課)

(7) 特色ある教育活動

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に
対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、
社会教育機関等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

■施策の取組状況

- ① 特色ある教育活動を推進

特色ある教育活動を推進するために、郷土博物館等の社会教育施設の活用による
総合的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。

<実績等> 実施校 小学校10校 [10校]

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育施設（郷土博物館）・市内社会施設等との連携を図り、地域の教材を
活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実
施できるよう、情報提供を行う。

(指導室)

(8) 環境教育の推進

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、
環境保全活動及び環境教育を推進する。

■施策の取組状況

- ① 各学校の特色に応じた環境教育の実施

各学校の特色に応じ、屋上緑化、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及び生
物の観察などの環境教育を推進した。

<実績等> 小学校5校 [5校]

- ② 地球温暖化等の環境への関心を高める

CO₂アクション月間などの実践的なプログラムを体験させる環境教育を、全
小・中学校で実施した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、CO₂アクション月間などの実践
的なプログラムを体験させる環境教育を、全小・中学校で実施することを指針と
する。

(指導室)

(9) 食に関する教育の充実

学校と家庭・地域の連携の下に、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、

食に関する教育の一層の充実を図る。また、アレルギー疾患対策など新たな課題に対応するため、各学校の保健委員会の設置を進める。

■施策の取組状況

① 全小・中学校における食育の全体計画の作成

食に関する教育の充実を図るために、全小・中学校において食育の全体計画を作成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 全小・中学校における食育の年間計画の作成等

すべての小・中学校において食育の全体計画に加え、食育の年間計画を作成し、一層の充実を図った。また、夏季研修会において食育に関する研修会を実施し、先進校の実践を学んだ。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

③ 児童・生徒への食に関する指導

学校と連携し、給食の歴史、地場野菜、食材、バランスの良い食事、朝食について、偏食について等をテーマとして食育指導を行った。

<実績等>

一小	36回	二小	2回	三小	3回
四小	2回	五小	7回	六小	1回
七小	1回	八小	36回	九小	11回
十小	10回	サポートルーム	2回	合計	111回

④ 給食への地場産使用

東大和市の地場野菜を給食に取り入れた。夏・冬2回であった給食への活用を、通年使用とするため、生産者の協力のもと試行を開始した。

<実績等> ・使用野菜 ジャがいも、きゅうり、里芋、にんじん、大根、ブロッコリー、キャベツ、ほうれん草（新たにほうれん草の使用を開始した。）

・使用量 3,875kg[4,660kg]

※天候不順による不作等から785kg、16.8%の減。

(給食課)

⑤ 栄養教諭による食育授業の実施

小学校において、「食に関する指導の年間指導計画」に基づいた食育の授業を行った。

<実績等> 小学校9校[10校]

(指導室)

⑥ 保護者を対象とした食育

給食試食会の際に、保護者対象に朝食の大切さ等についての食育を行った。

<実績等>

	平成22年度	平成21年度	比較増減
回数	12回	12回	0
参加人数	391人	456人	△65

(給食課)

■今後の取組の方向性

- ①② 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食に関する指導を推進する。
(指導室)
- ③ 引き続き、給食を「生きた教材」とし、児童・生徒への食育を推進する。
- ④ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れ、使用種類を増やし、より一層の活用を行う。
(給食課)
- ⑤ 食育をより理解し広げていくために、今後も継続して行っていく。食育基本法の趣旨や制定された背景を含め学校給食への理解をより深める。
また、現在、給食センターで行っている食育の現状を紹介し、引き続き教職員との連携を図っていく。
(指導室)
- ⑥ 児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。
(給食課)

(10) 特別支援教育の推進

発達障害も含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの確立を図る。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実に努める。
- ③ 障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、個別支援カードの活用を図りながら、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するための連携の在り方について、検討を進める。

■施策の取組状況

- ① 小・中学校における特別支援教育を円滑に進めるための体制の整備
 - ア 小・中学校において、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努めた。
 - イ 東大和市における特別支援教育に関する手続や方法をまとめた「特別支援教育「東大和マニュアル」」を全教員に配布し、学校現場における特別支援教育の理解充実に努めた。
 - ウ 特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーター向けに特別支援学級研修会や通級指導学級研修会を実施し、特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに特別支援教育に対する理解を深めた。
<実績等> 特別支援教育「東大和マニュアル」の配布 400部
特別支援学級研修会・通級指導学級研修会の実施 9回 [9回]
- ② 特別支援教育に関する理解啓発の推進
 - ア 未就学児保護者向けに、特別支援教育に関する啓発パンフレットを用意し、

就学時健診を受診した児童の保護者全員に配布した。

イ 小・中学校に在籍している児童生徒の保護者向けに特別支援教育に関する啓発パンフレットを新たに作成し、翌年度の配布に向けて準備をした。

ウ 市民や関係機関職員向けに特別支援教育の理解啓発を図るため、東京都立羽村特別支援学校と共催で講演会を開催した。

<実績等> 未就学児保護者向け啓発パンフレットの配布 1000部 [1000部] (配布内訳：入学予定の児童分約800部、学校及び関係機関分約200部)

小中学校在籍保護者向けパンフレットの作成 7800枚
(配布内訳：在籍児童生徒分約6800枚、学校及び関係機関分約1000枚)

東京都立羽村特別支援学校・東大和市教育委員会共催 進路に関する講演会の開催

日時：平成22年12月26日(日)

午前9時30分～12時00分

内容：講演「確かな一歩が未来に続く」障がい者のキャリア教育で大切にしたい視点(企業就労の視点から)

③ 幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備

幼稚園・保育園からの円滑な入学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを用意し、就学時健診時に保護者全員に説明し、配布をした。その後、各学校説明会時に保護者より就学支援シートの任意提出を受けて、学校側で児童の様子を事前に把握することで、適切な入学準備を行った。

<実績等> 就学支援シートの作成 1000部 [1000部]
(配布内訳：入学予定の児童分約800部、学校及び関係機関分約200部)

就学支援シート回収部数 114部 [102部]

④ 特別支援学級設置校長会の開催

特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有を図るとともに、充実を図るための課題の解決に向けて協議を行った。

<実績等> 開催回数 3回 [3回]

⑤ 特別支援教育検討委員会の開催

東大和市における特別支援教育のあり方について検討するため、特別支援教育検討委員会(小・中学校長会長、通級指導学校教諭、心理相談員、教育委員会職員等10人で構成)を開催した。検討事項は、個別支援シート及び個別指導計画の活用・普及について、就学支援シートの活用・普及について、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者向けパンフレットについて、特別支援学級設置校のあり方について等であった。

<実績等> 開催回数 特別支援教育検討委員会 3回 [3回]

特別支援教育検討委員会課題別分科会 8回

⑥ 要保護児童地域対策協議会への参加

要保護児童地域対策協議会に参加し、関係機関向けに発達障害及び特別支援教育に関する理解・啓発研修を実施した。また、子ども家庭支援センターなど関係相談機関が主催する個別のケース会議において、具体的な支援策等の話し合い及び連携を行った。

<実績等> 要保護児童地域対策協議会代表者会議出席 1回 [1回]

要保護児童地域対策協議会実務担当者会議出席 4回 [4回]
 発達障害及び特別支援教育に関する研修会の実施

日時：平成22年8月9日（月）
 午後1時30分～3時30分

内容：「気になる子、気にかきたい子」
 発達障害の視点から、つながる支援へ

⑦ 巡回指導・相談体制の整備

心理相談員（臨床心理士）1人、訪問教育相談員（臨床心理士）2人、教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1人を配置し、不登校・発達障害等の特別支援教育に係る巡回相談を4人体制で実施した。これにより学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言、保護者相談をより丁寧に行った。

<実績等> 巡回相談等の年間件数
 小学校218件 [291件] 中学校33件 [56件]
 就学前機関54件 [32件] 家庭14件 [1件]
 相談機関53件 [55件] 心理検査71件 [65件]
 合計443件 [500件]

⑧ 就学相談の実施

心身障害児就学指導委員会の開催とともに、心身障害児就学指導委員会の下部組織として、在籍児童・生徒のうち通級入級に係る調査審議を専門に行う通級部会を開催した。

<実績等> 就学相談51件 [53件] 通級入級相談32件 [24件]

【就学相談結果】 (単位：人)

就学先	小学校	中学校	合計
特別支援学級（固定制）	6 [11]	11 [8]	17 [19]
特別支援学級（通級制）	29 [19]	11 [15]	40 [34]
特別支援学校	5 [11]	3 [3]	8 [14]
通常の学級	9 [10]	6 [0]	15 [10]
その他（私立学校等）	2 [0]	1 [0]	3 [0]
合計	51 [51]	32 [26]	83 [77]

⑨ 子ども支援員の派遣

支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定と学校生活への適応を図るために、子ども支援員（メンタルサポートスタッフ及び特別支援教育支援員）を配置し各学校からの要請に応じて派遣した。

<実績等> 子ども支援員 13人 [14人]
 子ども支援員を派遣した児童生徒数 22人 [23人]

⑩ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流（学校だよりの交換等）や直接交流（行事への参加等）を行った。

<実績等> 小学部副籍者 13人 [9人]
 中学部副籍者 4人 [10人]
 計 17人 [19人]

(学校教育課)

■ 今後の取組の方向性

- ① 学校で開催される校内委員会に巡回相談員や巡回指導員が参加し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努める。また、研修会等を通じて特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。
- ② 市民や関係機関向けに講演会等を実施し、特別支援教育における理解を深める。
- ③ 就学支援シートの作成・配布を今後も毎年継続的に実施し、幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備を行う。
- ④ 特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有を行う。
- ⑤ 特別支援教育検討委員会を開催し、特別支援教育に対する課題の取組や検討を行う。
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携を図る。また、保健・医療・福祉・教育の各機関が連携し、支援が必要な幼児・児童・生徒が幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、各機関の連携会議の開催について検討を行う。
- ⑦ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑧ 就学相談件数の増加や多様化に伴い、巡回相談員や巡回指導員の活動時間増加を検討し、就学相談体制の充実を図る。
- ⑨ 子ども支援員を有効に活用し、支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定を図り、学校生活への適応を支援する。
- ⑩ 副籍制度を実施し、東京都立特別支援学校と市立小中学校の児童・生徒の交流を行い、相互理解を深める。

（学校教育課）

(11) 伝統文化の理解

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ。また、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■ 施策の取組状況

- ① 日本の伝統文化に触れる機会の充実
小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。
<実績等> 伝統芸能 1校、寄席 1校
- ② 社会科副読本「わたしたちの東大和」の作成
東大和市を理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を作成し、小学校3年生に無償で配布した。
<実績等> 小学校10校[10校]
- ③ 社会科副読本改訂委員会の実施
副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を実施した。
<実績等> 年間3回
- ④ ALT（外国人講師）の派遣
小学校の総合的な学習の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めるため、ALT（外国人講師）を派遣した。

<実績等> 派遣時間 小学校745時間 [564時間]

(指導室)

■今後の取り組みの方向性

- ① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。
- ②③ 社会科副読本の一層の充実を図るため、「わたしたちの東大和」を見直す。
- ④ 小学校に対するALT（外国人講師）の派遣の拡充をする。

(指導室)

基本方針 3

「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

少子高齢化や核家族化が進む中で、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに、推進が図られるよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実に努める。

(1) 【生涯学習の推進】

「第二次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現を目指す。

(2) 【生涯学習の支援】

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

(3) 【社会教育活動への支援】

公民館、図書館、博物館の施設整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

(4) 【文化施設の整備・充実】

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の保存・整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

(5) 【スポーツの振興】

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役である体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図る。

(6) 【施設の利用促進】

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

■主要施策

(1) 生涯学習の推進

「第二次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現を目指す。

■施策の取組状況

① 社会教育委員会議

社会教育委員会議は、社会教育法第17条の規定に基づき設置された機関で、社会教育全般にわたる調査・研究・計画の立案を始め、教育委員会から諮問に答えるため、会議を開催した。

<実績等> 年11回[11回]

② 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成22年度は、「ごみの出前講座」や「介護保険制度ってナーニ？」など、市民団体等が自主的に行う学習会に市職員を講師として派遣した。

<実績等> 延べ15件 [15件]、389人 [613人]

- ③ 学びあいガイドの発行、東大和市生涯学習人材バンクの紹介
生涯学習を推進するため、学びあいガイド22を作成・発行した。
また、学びあいガイド（行政による生涯学習）の中で、人材バンク制度の紹介をした。

<実績等> 学びあいガイド（市民による生涯学習）

1,250冊 [1,240冊]

学びあいガイド（行政による生涯学習）

850冊 [900冊]

- ④ 東大和市民文化祭

平成22年10月16日から11月3日までの19日間 [18日間] 実施した。

<実績等> 来場者 10,253人 [10,697人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、社会教育委員から意見を聞きながら、「第二次生涯学習推進計画」に基づく生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指していく。
② 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていく。
③ 学びあいガイドの発行や東大和市生涯学習人材バンクについて市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。
④ 東大和市文化協会と連携し、東大和市民文化祭を実施していく。

(社会教育課)

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

- ① 東大和市社会教育団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体に対して、補助金の交付等の援助を行った。

<実績等> 7団体 3,825,850円 [7団体3,846,400円]

- ② 東大和市生涯学習人材バンク

知識や技能を有する方々に人材バンクに事前に登録してもらい、指導者や講師を探している市内サークル・団体や新たに活動を始めたい市民への活用を図った。また、この制度の周知を図るため、登録者による体験講座を実施した。

<実績等> 体験講座 中央・南街・狭山・上北台の各公民館で実施

5日間9講座 80人 [5日間9講座 77人]

人材バンク 利用件数5件 [16件]、延参加人数90人 [393人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育団体育成のため、補助金を交付していく。
- ② 東大和市生涯学習人材バンクの周知を図るため、体験講座の実施をしていく。
(社会教育課)

(3) 社会教育活動への支援

公民館、図書館、博物館の施設整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

■施策の取組状況

① 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法第29条に基づいて設置された機関であり、公民館における各種事業の企画実施に関する調査審議を行い、館長に対し意見を述べることを目的とし開催した。

<実績等> 年8回 [8回]

② 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

<実績等>

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数						定期 利用 グル ープ 数	
		件	一般	市役所	主 催	有 料	合 計		利用率
		人							
5 館 合 計	1,526 [1,527]	14,897 [15,359]	942 [952]	989 [1,089]	421 [436]	17,249 [17,836]	62.80% [64.89%]	406 [386]	
		163,179 [168,260]	27,864 [32,294]	18,257 [21,677]	10,091 [10,631]	219,391 [232,862]			

※定期利用グループ数は、平成22年4月現在。

③ こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各館だよりは主に職員の各戸配布により、市民へ配布した。

<実績等>

名 称 (発行館)	発行回数 (発行月)	発行部数
こうみんかんだより (5館合同)	6回 (5、7、9、11、1、3月)	188,000部 [190,100部]
中公タイムス (中央)	3回 (5、9、1月)	7,500部 [7,500部]
ハロー公民館 (南街)		7,500部 [8,530部]
こんにちは狭山公民館 (狭山)		6,000部 [7,500部]
あすなろだより (蔵敷)		3,900部 [3,900部]

こだまの森（上北台）		12,000部 [12,000部]
合 計		224,900部 [229,530部]

④ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

<実績等>

(単位：回、人)

施設名	対象															合計		
	子ども			青年			成人			保育付			高齢者			講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数
	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数			
中央	2 [3]	3 [6]	48 [222]	3 [3]	28 [30]	1,499 [938]	2 [3]	10 [16]	212 [389]	2 [2]	20 [20]	273 [290]	— [—]	— [—]	— [—]	9 [11]	61 [72]	2,032 [1,839]
南街	1 [1]	1 [3]	147 [193]	— [—]	— [—]	— [—]	5 [5]	40 [35]	1,219 [1,023]	1 [1]	9 [9]	161 [123]	— [—]	— [—]	— [—]	7 [7]	50 [47]	1,527 [1,339]
狭山	2 [2]	6 [7]	104 [118]	— [—]	— [—]	— [—]	4 [4]	22 [22]	212 [480]	1 [1]	7 [9]	104 [114]	1 [1]	9 [9]	226 [411]	8 [8]	44 [47]	646 [1,123]
蔵敷	1 [1]	5 [6]	105 [149]	— [—]	— [—]	— [—]	3 [3]	17 [17]	266 [296]	1 [1]	7 [9]	93 [130]	1 [1]	6 [6]	123 [144]	6 [6]	35 [38]	587 [719]
上北台	1 [1]	4 [4]	95 [79]	— [—]	— [—]	— [—]	4 [4]	23 [27]	544 [538]	1 [1]	8 [10]	150 [97]	— [—]	— [—]	— [—]	6 [6]	35 [41]	789 [714]
新堀	— [1]	— [1]	— [17]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	1 [1]	8 [10]	448 [678]	1 [2]	8 [11]	448 [695]
合計	7 [9]	19 [27]	499 [778]	3 [3]	28 [30]	1,499 [938]	18 [19]	112 [117]	2,453 [2,726]	6 [6]	51 [57]	781 [754]	3 [3]	23 [25]	797 [1,233]	37 [40]	233 [256]	6,029 [6,429]

(中央公民館)

⑤ 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づいて設置された機関で、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とし開催した。

<実績等> 年3回[3回]

⑥ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

<実績等>

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合 計
購入 点数	11,105点 [11,335点]	2,885点 [3,160点]	3,456点 [4,343点]	17,446点 [18,838点]
購入 金額	24,973,180円 [25,368,808円]	5,148,414円 [5,716,758円]	6,034,107円 [7,536,014円]	36,155,701円 [38,621,580円]

⑦ 図書館と学校との連携

ア 中央図書館見学会

- ・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を知ってもらった。

<実績等> 小学校10校・23クラス [26クラス]・735人 [779人]

・保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらった。

<実績等> 12園 [14園]・451人 [492人]

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では足りない部分の援助を行った。

<実績等> 調べ学習の依頼 147件 [127件]、5,717冊 [3,501冊]

⑧ リクエストサービス

他の利用者が借りている資料は返却されしだい、市内の他館にある資料は取り寄せて提供した。また、市内で所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や他の図書館から借用・紹介して提供した。

<実績等> リクエストサービス受付数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	インターネット	合計
16,656 [21,820]	4,768 [6,066]	8,159 [8,505]	47,511 [19,296]	77,094 [55,687]

⑨ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

<実績等> ・資料案内数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
15,113 [14,884]	2,166 [1,700]	5,093 [6,834]	22,372 [23,418]

⑩ 利用状況

インターネット予約の開始などにより、貸出点数は史上最高となった。

<実績等> 貸出点数 (単位：点)

	平成22年度	平成21年度	比較増減
中央図書館	515,120	500,391	14,729
桜が丘図書館	113,023	107,463	5,560
清原図書館	163,153	161,280	1,873
合計	791,296	769,134	22,162

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

⑪ 郷土博物館協議会

郷土博物館協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置された機関で、館長の諮問に応ずるとともに、博物館の運営に関する基本的な事項について調査審議することを目的とし、年1回[1回]開催した。

⑫ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

常設展示のほか、企画展示室で博物館収蔵資料による「まわす民具」や「写真展 わがまちの風物詩Ⅳ」等の資料展示を行い、21,123人 [19,101人]の入場者があった。

ロビー展示は、小学生が狭山丘陵で学んだ植物観察や狭山緑地で観察される昆虫の種類や生態など、4つ[4つ]のテーマにより展示を行った。

旧日立航空機(株)変電所では、「多摩の戦跡写真パネル展」を行い、300人[33

8人]の入場者があった。

⑬ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影を行い、15,503人[11,998人]の入場があった。

一般投影では、「HAYABUSA BACK TO THE EARTH」(春番組)、「さいごの恐竜ティラン」(夏番組)、「ゴッホが描いた夜空」(秋番組)、「太陽系火山めぐり」(冬番組)等の投影を行い、観覧者は、10,003人[7,054人]であった。

特別投影は、「プレママのためのプラネタリウム」や「たなばたさまの星空」等の投影を実施し、522人[783人]の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、「今晚の星空」、「月の形と動き」等について博物館職員が解説した。市内外の学校の利用があり、全体で42校[35校]、2,949人[2,509人]の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「ロンちゃんとはかせの宇宙旅行」(幼児番組)を投影した。市内外の幼稚園、保育園、児童館などからの観覧があり、37団体[31団体]、2,029人[1,652人]であった。

また、「はやぶさ、地球へ帰る」と題して開催した天文講演会において「HAYABUSA BACK TO THE EARTH」の投影を行い、103人[0人]の観覧者があった。

⑭ 郷土博物館の教育普及活動

狭山緑地自然ガイドを短時間の自然観察会として実施し、346人[265人]の参加があった。

星空に慣れ親しみ、夜空の星を観察し、環境を考える機会として、星空観察会を実施し、209人[52人]の参加があった。

昼間に観察できる太陽などを対象に昼間の星の観察会を実施し、180人[310人]の参加があった。

博物館講座は、史跡めぐり、植物画教室等を実施し、延べ938人[797人]の参加があった。

東村山ふるさと歴史館と共催した「狭山丘陵市民大学」に95人[72人]の参加があった。なお、「体験草木染め」は東日本大震災に伴う様々な影響から中止とした。

⑮ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、19校[9校]1,536人[685人]の展示見学があった。

講師派遣及び出張授業として、理科・社会・生活科・総合的な学習に対応するよう、郷土博物館の職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境学習等を実施した。

<実績等> 講師派遣及び出張授業 実施件数 113件[106件]

⑯ 博物館活動のPR

博物館だより「光と風」を年4回[4回]、「星だより」を毎月、「自然観察シート」を9回[10回]発行した。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、公民館運営審議会の意見を聞きながら、市民のニーズを調査把握し主催事業をはじめとする公民館運営に反映できるよう努めていく。また、知識の高揚を図るため、研修などに積極的に参加できる機会の提供に努めていく。

- ② 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。
- ③ より多くの市民の方々に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていく。また、職員の各戸配布による各館だよりの配布は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ④ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。

(中央公民館)

- ⑤ 引き続き、図書館協議会に対して図書館奉仕について意見を求め、市民により利用される図書館運営に努めていく。
- ⑥ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。
さらに、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。

- ⑦(ア) 小学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、本の楽しみ方を味わってもらう。

また、生徒に対して図書館利用カードを作ってもらえる機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようにする。

- (イ) 「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。

- ⑧ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者に図書館だよりの内容を通してその内容を周知する。
- ⑨ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

- ⑩ 清原地域は、高齢者世帯が多く、また小学校にも近い地域特性を考慮した資料の充実・向上に努めていく。

(清原図書館)

- ⑪ 引き続き、郷土博物館協議会に対して運営に関する基本的な事項について意見を求め、魅力ある郷土博物館を目指していく。
- ⑫ 郷土博物館は、平成6年の開館以来16年が経過する中、企画展示室を活用した事業内容の充実に努めていく。また、常設展示の内容も開館以来変わっていないので、計画的な改修を検討していく。

旧日立航空機(株)変電所は、貴重な戦災建造物である。これを平和教育に活用していく。ただし、一般公開するためには改修工事が必要となる。

- ⑬ プラネタリウムは、PR方法や上映番組の内容を検討し集客に努めていく。
- ⑭ 郷土博物館周辺の自然環境、市指定文化財や収蔵資料、プラネタリウム等の施設を有効に活用した教育普及活動を実施しており、今後もさらに充実していく。

一部の講習会等では参加者が少ないものも見られるため、内容やPR方法をさらに工夫し、参加者の増加に努めていく。

- ⑮ 歴史・自然・天文については、児童・生徒が学習する上で必要なことから、充実に努めていく。
- ⑯ より多くの市民の方々に郷土博物館の活動を周知し、利用の促進を図るため、さらなるPRに努めていく。

(社会教育課)

(4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の保存・整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

■ 施策の取組状況

① 文化財保護

文化財保護法第93条に基づく土木工事に伴う届出の受理・指導は7件〔5件〕で、そのうち職員が清水3丁目、芋窪6丁目の2か所〔2か所〕で試掘を行ったが、遺構や遺物などは発見されなかった。

(社会教育課)

② 文化財専門委員

文化財専門委員は、東大和市文化財専門委員の設置に関する条例に基づき設置され、文化財保護法に規定する東大和市内に所在する文化財の保存及び活用に関し、委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及び必要な調査研究を行うことを目的とし、年1回〔1回〕実施した。

(社会教育課)

■ 今後の取組の方向性

- ① 指定文化財や収蔵資料は、適正に管理を行い、学校教育の教材としても活用されている。今後も、文化財の保存や継承に取り組んでいく。
- ② 引き続き、文化財専門委員会会議を開催し、東大和市内の文化財に対する必要な調査研究に取り組んでいく。

(社会教育課)

(5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役である体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図る。

■ 施策の取組状況

① スポーツ施設の整備

指定管理者と調整を行い、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）及び桜が丘市民広場のグラウンド修繕を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

② 体育指導委員協議会

体育指導委員協議会はスポーツ振興法第19条に基づき委嘱された体育指導委員で構成し、当市のスポーツ振興のため、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的に活動した。

<実績等> スポーツ開放 20回[22回] 各種スポーツ大会等5回[7回]

③ スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っている体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

<実績等> 講演会派遣 7回[10回] 技術講習会 3回[4回]

④ 第68回国民体育大会（スポーツ祭東京2013）開催準備

平成25年に東京都で開催される第68回国民体育大会のボウリング競技開催市として、競技団体と施設及び用具について協議するとともに、千葉県で行われた国体を視察した。また、実行委員会を設立するための準備を行った。

<実績等> 千葉市他2市視察 延べ6人

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

① 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、引き続きスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境の整備を進める。

② スポーツ振興のため、体育指導委員によるスポーツの実技指導等を積極的に実施する。

③ 引き続き、地域のスポーツ指導者である体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。

また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。

④ スポーツ祭東京2013東大和市実行委員会を設立して、第68回国民体育大会のボウリング競技の開催に向け、準備をする。

また、山口県、岐阜県で行われる国体及びリハーサル大会を視察する。

(社会教育課)

(6) 施設の利用促進

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

■施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のうえ使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日（日・祝日の場合は翌日）から、先着順により貸出しを行った。

<実績等>

区分	校庭	体育館
小学校	1,782件 [2,218件]	2,766件 [2,967件]
中学校	40件 [52件]	1,696件 [1,849件]

② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日(日・祝日の場合は翌日)から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

<実績等>

区 分	個 人	団 体	計
市民体育館	34, 103件 [27, 532件]	4, 783件 [4, 768件]	38, 886件 [32, 330件]
上仲原公園テニスコート	5, 886件 [6, 273件]	—	5, 886件 [6, 273件]
上仲原公園野球場	—	775件 [734件]	775件 [734件]
桜が丘市民広場	—	2, 162件 [1, 997件]	2, 162件 [1, 997件]

③ スポーツ活動の場の提供

自治会や青少年対策地区委員会及び障害者団体等と連携し、幼児から高齢者までの全市民を対象に、ふれあい市民運動会を実施した。

また、児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

<実績等>

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
ふれあい市民運動会	平成22年9月26日(日)	1, 100人 [1, 300人]	全市民
ニュースポーツで遊ぼう!	平成23年2月6日(日)	50人[35人]	小学生とその保護者

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。

② 平成22年4月1日から、市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園テニスコート、上仲原公園野球場(陸上競技場を含む。)については指定管理者制度を導入したため指定管理者と連携を図り、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。

また、市民体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう指定管理者と連携し見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。

③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図る上で大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(社会教育課)

基本方針 4

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

教育改革を推進するにあたり、家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との緊密な連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

(1) 【学校運営連絡協議会】

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校評価、開かれた学校づくりを一層推進する。

(2) 【学校特色化】

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

(3) 【教員研修の充実】

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。また、研修会の充実や校内研修・OJTの活性化の支援をとおして学校内における人材育成の仕組みを整える。

東京都が示す新たな研修体系に基づき、初任者から4年次経験者までの研修の体系化を図るとともに、リーダー育成のための研修を充実させるなど、経験や職層に応じた研修運営を推進する。

(4) 【教育ボランティア】

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に登用するなど、学校の運営方法を一層改善する。

(5) 【学校施設の効率的な運営】

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

(6) 【学校施設等の整備】

安全で安心な教育環境の確保を図るため、施設の耐震化を促進するとともに計画的な改修・改善を推進する。

(7) 【危機管理体制の充実】

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習

得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

(8) 【安全対策】

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

■主要施策

(1) 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校評価、開かれた学校づくりを一層推進する。

■施策の取組状況

① 学校毎の学校運営連絡協議会の実施

全小・中学校において、年3回以上の学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見をいただき、学校経営へ反映させることができた。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関する研修会を校長及び学校運営連絡協議会委員を対象に実施した。

<実績等> 校長対象 1回[1回]

学校運営連絡協議会委員対象 1回[1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①② 学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

(指導室)

(2) 学校特色化

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

■施策の取組状況

① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、教育活動の取組や成果を検証するために、学校運営連絡協議会を実施した。

② 当初訪問の実施

各学校の学校経営方針の重点・人事等について聞き取り、学校経営の支援を行った。

<実績等> 当初訪問実施校 15校[15校] 15回[15回]

③ 指導室訪問の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観することにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

<実績等> 指導室訪問実施校 15校[15校] 15回[15回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～③ 全小・中学校において学校経営計画の作成を進め、学校運営連絡協議会委員に外部評価を実施していただき、学校経営のマネジメントサイクルを確立させる。また、当初訪問及び指導室訪問の内容充実を図り、学校経営の支援を行う。

各校の特色に応じた施策の推進を支援するとともに、各校の取組成果を他校に波及させるための手立ての構築を図る。

(指導室)

(3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。また、研修会の充実や校内研修・OJTの活性化の支援をととして学校内における人材育成の仕組みを整える。

東京都が示す新たな研修体系に基づき、初任者から4年次経験者までの研修の体系化を図るとともに、リーダー育成のための研修を充実させるなど、経験や職層に応じた研修運営を推進する。

■施策の取組状況

① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。内容としては、服務、学級経営、安全指導、人権教育、特別支援教育等の講義及び授業研究等を行い、また夏期休業中に宿泊研修会を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校14人、中学校9人 合計23人 [22人]

回数10回 [15回]

② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1人の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、また夏期休業中に教科領域の指導についての学習指導法研修を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校22人、中学校18人 合計40人 [40人]

授業研究回数 延べ120回 [120回]

③ 4年次授業観察の実施

4年次教諭を対象に、1人の教員につき年間1回の授業観察を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、校長の人材支援計画に基づいて指導主事が指導助言を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校12人、中学校3人 合計15人 [21人]

授業観察回数15回 [21回]

④ 10年経験者研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。夏期休業中を中心に学習指導法研修、生活指導・進路指導事例研修、人権教育・法規研修、教職員服務研修等を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校3人、中学校2人 合計5人[3人]

回数7回[7回]

⑤ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。武蔵村山市立村山学園への視察訪問、「民間企業の人材育成・研修体制」や「ICTを活用した教育活動の推進」についての講演を行った。

<実績等> 対象校長・副校長 小学校20人、中学校10人 合計30人[30人]

回数 4回[4回]

⑥ 師範研修やまとの実施

管理職の推薦する主幹・教諭を対象に、研修会を実施した。「経営塾やまと」の内容に加え、市内副校長による講演（「リーダーに求められる資質」）を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校6人、中学校4人 合計10人[15人]

回数 6回[6回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①～⑥ 職層に応じた研修内容を充実し、教員のライフステージに応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(指導室)

(4) 教育ボランティア

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に登用するなど、学校の運営方法を一層改善する。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

教育情報室を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。また、近隣大学（国立音楽大学、白梅学園大学等）との連携を深め、学生ボランティアの活用を充実した。

<実績等> 教育ボランティアの登録数 157人 [126人]

各学校の教育ボランティアの活用数 延べ1,330人[655人]

② 教育ボランティア連絡会の実施

教育ボランティアの資質の向上を図るために、連絡会を実施した。

<実績等> 教育ボランティア連絡会 5回[1回]

参加人数 延べ24人[20人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

教育情報室を拠点としてより多くの教育ボランティアを募集するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学（明星大学、中央大学、国立音楽大学、白梅学園大学等）への募集を進める。また、今後は教科指導補助等、学校の教育活動全般を視野に入れて活用を図っていく。

(指導室)

(5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

■ 施策の取組状況

施設の利用促進【再掲〈33～34ページ〉】

■ 今後の取組の方向性

施設の利用促進【再掲〈34ページ〉】

(6) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、施設の耐震化を促進するとともに計画的な改修・改善を推進する。

■ 施策の取組状況

① 学校施設等の計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

ア 耐震化を促進するため、更なる前倒し計画に基づき2体育館の耐震診断及び耐震補強設計を実施した。(四小、四中)

イ 耐震化の更なる前倒し計画に基づき3校舎の耐震補強設計を実施した。(六小、七小、八小)

ウ 安全・安心な学校とするため、5校の校舎耐震補強工事を実施した。(九小、十小、一中、三中、四中)

エ 校庭芝生化工事を実施した。(四小)

オ 地上デジタル化回線改修工事を実施した。(中学校)

カ 体育館雨漏り改修工事を実施した。(三小、二中)

キ 消防設備等改修工事を実施した。(小中学校)

(学校教育課)

② 学校給食における今後のあり方の再検討について

平成22年2月に東大和市学校給食センター運営委員会から得た「東大和市学校給食計画(案)について(最終答申)」に基づき、東大和市学校給食のあり方について、計画の策定事務を行った。

(給食課)

■ 今後の取組の方向性

① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性の確保を併せ地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の耐震化の推進を図る。

(学校教育課)

② 引き続き学校給食計画策定事務を行い、新給食センター建設について事業化を図る。

(給食課)

(7) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理

体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

■ 施策の取組状況

① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に、各学校から不審者情報を迅速に報告、周知させることによって二次被害防止に努めた。通報者から連絡を受けた学校は、指導室に報告するとともに、プライバシー等に配慮しつつ市内各小・中学校、東大和警察署生活安全課等に連絡し、指導室は教育委員会事務局各課に連絡するとともに防災安全課に情報提供した。

<実績等> 件数 29件[40件]

(指導室)

② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、交通安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

<実績等>

ア 講習会（全児童を対象に講習及びペーパーテスト）修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

(単位：人)

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	45 [44]	警察署・駐在署員	17 [19]
児 童	756 [788]	交通安全協会	29 [66]
P T A・保護者・青少年対策委員	175 [132]	教育委員会・土木課	30 [30]

③ スタントマンによる体験型交通安全教室

交通ルールの遵守及び交通マナーの向上、交通安全に対する意識の高揚を図るため、スタントマンの交通事故実演による、交通安全教室を実施した。

<実績等> ア 実施日時 第五中学校 平成22年 4月22日(木)

午後1時30分～午後3時00分

第二中学校 平成22年 5月 6日(木)

午後1時30分～午後3時00分

イ 参加者 全生徒、P T A、警察署、教育委員会・土木課

④ 交通擁護ボランティアのボランティア保険への加入

学期のはじめ等に通学路で交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、P T A等の万一の事故に備えるため、傷害補償と賠償責任補償が一体となったボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 384人[388人]

(学校教育課)

⑤ 総合防災訓練の実施

第二小学校と第一中学校において学校と地域・保護者とが連携した総合防災訓練を実施した。防災教育の一環として、災害発生時の避難の仕方、学校と地域との連

携のあり方について確認する機会とした。

(指導室)

■ 今後の取組の方向性

- ① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。

(指導室)

- ②③ 交通事故を防止するため、引き続き警察、交通安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。
保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。

- ③ 交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を取り入れた交通安全教室を、各中学校で実施していく。

- ④ 交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、PTA等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。

(学校教育課)

- ⑤ 第二小学校、第一中学校の教育実践を市内全小・中学校に広げるとともに、義務教育9年間を見通した系統的防災教育計画を作成していく。

(指導室)

(8) 安全対策

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員(スクールガードリーダー)の取組や学校安全ボランティア(スクールガード)等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

■ 施策の取組状況

- ① 学校安全ボランティア(スクールガード)のボランティア保険への加入

学校安全ボランティア(スクールガード)が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害補償と賠償責任補償が一体になったボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 168人[244人]

- ② スクールガード養成講習会の開催

各小学校で活動している学校安全ボランティア(スクールガード)の養成を図るとともに、参加を呼びかけるため、スクールガード養成講習会を開催した。

<実績等>

ア 第1回目

- ・実施日時 平成22年8月24日(火) 午後2時30分~4時
- ・内容 交差点における安全で正しい交通誘導方法について
- ・参加者数 28人

イ 第2回目

- ・実施日時 平成23年2月4日(金) 午前10時~11時30分
- ・内容 犯罪の状況等について
- ・参加者数 16人[16人]

- ③ 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）による巡回指導
元学校長1人を委嘱し、各小学校を巡回して学校施設、通学路等の点検や指導・助言を行った。
その結果を受けて、防犯上の理由から、通学路に隣接するこども広場の植栽の剪定を実施（関係課へ依頼の上実施）するとともに、交差点の安全確保のため、注意喚起用看板の交換を行った。
<実績等> 平成23年2月2日～2月16日 小学校10校 [10校]
(学校教育課)
- ④ セーフティ教室の実施
全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
非行防止9回 [16回] 犯罪被害防止15回 [21回]
ハイテク犯罪防止13回 [11回] (重複回答)
(指導室)
- ⑤ 地域安全マップづくりの推進
児童が通学路における危険から身を守るための力をはぐくめるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。
<実績等>
・親子点検の結果で作成 5校 (三・四・七・八・十小) [4校 三・四・七・八小]
・授業の中で作成 5校 (一・二・七・八・十小) [3校 一・二・七小]
・教員・PTA・ボランティアが参加 1校 (六小) [3校 一・六・十小]
(重複回答)
- ⑥ 防犯ブザーの貸与
児童・生徒の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に防犯ブザーを貸与した。
<実績等> 860個[860個]
- ⑦ 交通安全帽子（黄色）の配布
児童の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）を配布した。
<実績等> 830個[850個]
(学校教育課)

■今後の取組の方向性

- ①② 学校安全ボランティア（スクールガード）がそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。
- ③ 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）を配置し、小学校の学校施設や通学路等の点検を行っていく。
(学校教育課)
- ④⑤ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。
(指導室) (学校教育課)
- ⑥ 引き続き、新小学1年生に防犯ブザーの貸与を行う。
- ⑦ 引き続き、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）の配布を行う。
(学校教育課)

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

1 聖徳大学 児童学部教授 廣嶋 憲一郎

平成22年度の東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況には、教育の充実を目指した着実な施策の実行と改善の成果が見られる。

基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成では、「道徳授業地区公開講座」の実施に各学校の工夫が見られ、参加者が大幅に増加している。また、「不登校対策研究推進チームの設置」等により、不登校の児童・生徒が前年度に引き続いて減少している。本市の「いじめ・不登校の対策」は、行政と学校の連携や家庭支援など多面的な施策が講じられており、全般的にも注目すべき施策である。

基本方針2「豊かな個性」と「創造力の伸長」では、「才能を伸ばすための多様な教育手段」の一つとして、「小・中連携カリキュラム」を作成・配布したこと、「食に関する教育の充実」を図るために、すべての小・中学校で食育の全体計画・年間計画を作成し指導を充実させたこと、これまでも先進的に取り組んできた「特別支援教育の推進」を一層充実させたことなどが高く評価できる。

基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実では、「社会教育活動への支援」として行っている「図書館と学校との連携」が、調べ学習の依頼の増加により更に進んだこと、プラネタリウムの入場者が大幅に増加したこと、図書の貸出点数がインターネット予約の開始などにより史上最高になったこと、「体育施設の利用促進」が一層進んだことなどから、社会教育が、家庭・学校・地域の教育力を高める役割を果たしていることがうかがえる。

基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進では、「教育ボランティアの活用」が大幅に増加したこと、「学校施設等の整備」で、校舎の耐震化が23年度で完了すること、「危機管理体制の充実」の一つとして、学校と地域・保護者とが連携した総合防災訓練が実施され、今後の防災教育計画作成への手掛かりとなったことなどを評価したい。

それぞれの施策には、当該年度の取組状況と共に、今後の取組の方向性が示されている。その一つに、「学校経営の改革」について「各学校の特色に応じた施策の推進を支援するとともに、各校の取組成果を他校に波及させる手立ての構築を図る」との一言がある。各学校のニーズを受け止め、学校の特色化と活性化を推進する観点から、大いに賛意を表したい。

2 拓殖大学講師 外池 武嗣（市民公募）

将来を担う子ども・市民がともに学びあい、よりよい教育への絆の輪を広げるという観点から特に以下の施策をとりあげてみたい。

1 基本方針1では人権尊重・社会貢献の精神の育成が示されている。相手の身になって感じたり考えたりする感覚を育むために各学校では目標を掲げ、組織的、計画的に推進されていることが分かる。今後も一層きめ細かく子どもや教職員の人権感覚が磨かれるよう望みたい。人権の尊重は温かい人間関係を定着させ、いじめ、不登校、体罰の減少につながる。また、本市では道徳授業地区公開講座が全校で実施

され、参加者も増加している。健全な生活習慣や絆を重視する心の育成や実践は、学習への意欲や能力の高まりにつながる。

- 2 生涯学習に関して公民館では多様な講座が設けられ、公民館だよりも広く配布されている。一般に市民は居住地に近い公民館の利用を願っているが、現実には地域や対象者の利用の偏りが見られるため、今後留意していききたい点である。学習プログラムの設定ではニーズを絞り込み、体験的な学習を入れ、「参加してよかった、楽しかった」等の参加市民の成就感が地域への還元や学習の深まりをもたらすものと考えられる。公民館、図書館、博物館等の施設では各種協議会が設けられており、市民の声が反映されていると察せられる。また、郷土博物館と学校とが多様な連携を深めている実績は注目されよう。
- 3 3月の東日本大震災は、命を守るという観点から人々の防災、安全意識を一変させた。保護者の願いは「子どもが元気で安全・安心できる学校生活」が第一にあげられる。実際に市教育委員会では災害や犯罪等の緊急時の安全確保に重点的に取り組んでいる。今後とも地震、集中豪雨、交通事故、不審者、犯罪、不健全サイトへの接近等、日常の想定を超えた出来事にも「瞬時に考え自ら判断して回避、行動できる力」や市民全体で地域の子どもを見守り、支える体制の充実が求められる。

3 元神奈川県立高校教諭 正田 信子（市民公募）

時は過ぎる。自分が小・中学生としてすごした頃と現在の学校は何と違っている事だろう。この報告書を読むにあたりあらためて思うのは学校の担う役割の重大さである。児童・生徒の学力を養うのはむろんの事、地域の生活、健康、安全など過酷な程の責務を担い、研究を行う中心となっている。22年度の点検、及び評価報告書においてその日々改善に取り組む姿勢は高く評価されるべきと考える。以下、来年度に向けて、更なる取り組みの参考になればと考え市民として主に学校教育について抱いた所見を述べる。

1 「やりとり」の出来る場と関係をつくる。

「学校に対して生徒が望む事は何か」と考えてみれば、まちがいなくその一つは「学力をつける」事であろう。それについてはすでに「基礎学力の向上」「読書教育」「授業改善推進プラン」等、学校としての様々な取り組みがなされている事が報告書によってわかる。

実際、市内の小中学生のいる家庭の父母によると「学校の授業研究に対する取り組みは非常に熱心である。」と評価している。

一方でこういった研究やそのための会議で忙しく、生徒が質問したり補習をしてもらう機会がほとんどないとも聞く。

学力向上に必要なのは何だろうか。行える教師の授業力が重要なのはもちろんだが生徒側の学ぼうとする「動機」と双方の信頼関係も欠かせない要素であろう。

「やる気」を引き出す事の難しさは教師がいつも頭を悩ますテーマだが逆に一旦動機付けされてしまえばどんな不便な状況にあろうとも人は目標＝勉強に向かう。

例えば小・中学生が勉強する気になる、つまり動機付けがされるきっかけは自分の経験からだが、「授業が面白かった、または難しかった。そして質問したらわかった、または褒められた。」というような日常的な小さな達成感の積み重ねが大きいのではないかと。他にもきっかけは多々有ると思うが、やる気の「芽」とも言える疑問、質問に何らかの形で答える機会を授業以外でも持てれば良いと考える。

また生徒と教師が気軽に言葉をやりとりするには有る程度の信頼関係が必要だがこれをつくるにもまた機会、時間が必要と思う。

ゆとり教育が大きく方向転換し、授業時間数確保を目指さなければならない学校にとって、「生徒とやりとりする時間と信頼関係を築く時間をつくる」という提案は至難の技とも言える。

しかし、例えば多岐に渡る研究の精選、学校毎、年度毎の配分、会議を減らす可能性を探る、など工夫の余地はないだろうか。学校現場ばかりでなく教育委員会の英断にも期待したい。

2 震災の残したもの -ボランティア活動と広報-

平成23年というこの年、東日本大震災が人々に与えた影響はあまりに大きく、日本人の価値観は少なからず変わったと思う。直接被災者となった人々ばかりでなく日本の誰もが「幸せ」について「未来」について「貴重な時間」について、今日あったものが必ずしも明日に続かない事を知った。

現在を児童・生徒・学生として過ごす若い人達が特に震災後、街に溢れる職のない年上の世代を目にする時、何を思うのだろうか。

日本はとりあえず平和だが、生きやすい時代ではない。苦境にあっても絶望せず、本当に大切なものをみつけられる大人になってほしいと願っているが自分はそのために何ができるかわからない。

しかし、今誰もが何かしようという、うねりのようなものを感じる。これを機に生まれた自分に出来る事をやろうという気運を、具体的にはボランティアの取り組みなどをどこかで育てていければいいと考える。また、市民が学校に協力出来る場を紹介するような記事が学校のホームページ(広報活動)のどこかにあればと考える。

最後に教育に携わる全ての人、特に学校の現場で奮闘する先生方のご苦勞に対し深く感謝します。

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

平成22年度東大和市教育委員会の権限に属する
事務の管理執行状況の点検及び評価報告書

平成23年12月発行

発行 東大和市教育委員会
編集 学校教育部 学校教育課
印刷 総務部 文書課

〒207-8585

東京都東大和中央3-930

TEL 042-563-2111(代表)

<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>